

森川税理士事務所報酬基準 (消費税抜)

(令和1年10月1日現在です)

※これは目安額であり、半期に一度・年一度など、個々のお客様のご事情に合わせてご相談に応じさせていただきます。

1. 顧問報酬 (月額)

別紙の表を参照してください。

2. 決算書・申告書作成

(1) 個人

記帳の関与先	顧問報酬月額の6ヶ月
--------	------------

決算のみの関与先	顧問報酬月額9ヶ月
----------	-----------

(2) 法人

記帳の関与先	顧問報酬月額6ヶ月
--------	-----------

決算のみの関与先	顧問報酬月額9ヶ月
----------	-----------

(3) 中間申告 (個人の予定納税減額申請を含む)

上記決算申告の規定を準用します。

(4) 予定申告 0円

3. 消費 税

(1) 月額報酬

簡易課税業者	税込経理方式	顧問報酬の15%相当額
	税抜経理方式	顧問報酬の20%相当額
本則課税業者	税込経理方式	顧問報酬の25%相当額
	税抜経理方式	顧問報酬の30%相当額

(2) 確定申告

個 人	記帳の関与先	消費税月額報酬の6ヶ月
	決算のみの関与先	消費税月額報酬の9ヶ月
法 人	記帳の関与先	消費税月額報酬の6ヶ月
	決算のみの関与先	消費税月額報酬の9ヶ月

(3) 中間申告

上記決算申告の規定を準用します。

(4) 予定申告 0円

4. 年 末 調 整

基本料金	個 人	15,000円
	法 人	15,000円
人数加算	一人当り	1,500円
法定調書	基本料金	10,000円
	加算料金	内容により適宜加算。

5. 償却資産の申告

基本料金		10,000円
加算料金	1枚当り	2,000円

6. 確定申告書の作成

給与、配当		18,000円
給与、配当、不動産		36,000円
簡易な白色事業所得		50,000円

お手数料のかかる申告書については、ご相談の上適宜加算させていただきます。

7. 相続税

〈 遺産総額 〉

5千万円未満	300,000円
6千万円未満	400,000円
7千万円未満	500,000円
8千万円未満	600,000円
9千万円未満	700,000円
1億円未満	800,000円
2億円未満	1,100,000円
3億円未満	1,200,000円
4億円未満	1,400,000円
5億円未満	1,600,000円
6億円未満	1,800,000円
7億円未満	2,000,000円

7億円以上1億円増すごとに20万円を加算させていただきます。

資料収集、調査研究などに時間を要する事案については、ご相談の上適宜加算させていただきます。

8. 贈与税

〈 取得財産金額 〉

100万円未満	35,000円
300万円未満	60,000円
500万円未満	100,000円
1千万円未満	120,000円
2千万円未満	150,000円
3千万円未満	180,000円
5千万円未満	250,000円

1千万円増すごとに30,500円を加算させていただきます

資料収集、調査研究などに時間を要する事案については、ご相談の上適宜加算させていただきます。

9. 譲渡所得

〈 譲渡収入金額 〉

3千万円未満	50,000円
3千万円以上	75,000円
5千万円以上	100,000円
8千万円以上	140,000円
1億円以上	200,000円
2億円以上	250,000円
3億円以上	300,000円

最低35,000円とさせていただきます。

資料収集、調査研究などに時間を要する事案については、ご相談の上適宜加算させていただきます。

10. 修正申告

申告書作成料

法人（1期分）	30,000円
相続	30,000円
個人（1年分）	15,000円

資料収集、調査研究などに時間を要する事案については、ご相談の上適宜加算させていただきます。

11. 立会い料（日当）

税務調査の場合は1日40,000円を目安にご相談させていただきます。

12. 相談料

口頭によるもの	20,000円
書面によるもの	20,000円～100,000円

経営力向上計画認定：申請機械1台当たり50,000円（概ね100,000円上限）
を目途にご相談の上ご請求させていただきます。

*顧問契約のお客様は申請機械1台当たり30,000円（概ね50,000円上限）